

第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）

議事録

1. 日時 令和4年9月30日（金）14:00～15:30

2. 場所 オンライン会議（Cisco Webex Events）

3. 出席者

（座長） 岩崎 敬二

（委員） 中井 克樹 西川 潮

逸見 泰久

（環境省） 大林外来生物対策室室長

水崎外来生物対策室室長補佐（総括）

高瀬外来生物対策室室長補佐

武藤外来生物対策室野生生物専門官

（農林水産省） 湊谷大臣官房みどりの食料システム戦略グループ係員

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）を開催いたします。

進行を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の大林室長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【環境省 大林外来生物対策室長】 皆さん、こんにちは。環境省外来生物対策室長の大林と申します。今日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今日、何を決めたいかという趣旨も含めてお話をさせていただければと思っておりますが、まず、大分古い話になりますけれども、外来法が一番最初に成立したときから、アメリカザリガニはアカミミガメと並んで特定外来生物に指定すべきではないかという議論がありました。ただ一方で、多くの一般の家庭のほうで、また、いろんなところで飼われているということで、できたばかりの法律ですけれども、外来生物法の仕組みを当てはめてしまうと、許可を嫌っているなとこに捨てられてしまうのではないかという話をされていまして、また、アメリカザリガニが生態系にどのような影響を与えるかという部分に

関しても、少し知見の集積が必要ではないかなどなどの意見がありまして、この間そのようなことにつきましていろいろ調べるとともに、アメリカザリガニの影響等についてもいろいろ調べられてきました。

今年の5月の国会におきまして、それらの課題となっていたものの解決を目的の一つとして法律の改正が行われまして、5月11日に参議院で成立して、5月18日に公布されました。今現在、改正外来生物法の全面施行に向けていろいろと準備を進めている中で、アメリカザリガニにつきまして今回1つ進めたいと思ひまして、今日の会議を開かせていただきました。

今回の会議でお話をさせていただきますのは、改正外来生物法の中で、アメリカザリガニ、アカミミガメを念頭に、今までの外来生物法は、特定外来生物に指定されますと、飼養、輸入するとか放出とか、一斉に全部禁止されてしまいますけれども、そのうちの一部を種ごとに適用除外にするという新しい仕組みができましたので、今回話し合っていたきたいのは、アメリカザリガニを念頭に、どういう規制を外して、することによって混乱がなく特定外来生物の対策を進めていけるかということにつきまして、お話をしていければと思っております。

長くなりましたけれども、そのような趣旨で関連な意見をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。事前にお配りしている資料の中の委員名簿の順に委員の皆様のお名前を読み上げさせていただきます。

まず、奈良大学教授の岩崎委員でございます。

【岩崎委員】 岩崎です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、滋賀県立琵琶湖博物館特別研究員の中井委員でございます。

【中井委員】 どうも、中井です。よろしくお願ひします。

【事務局】 金沢大学准教授の西川委員でございます。

【西川委員】 西川です。よろしくお願ひします。

【事務局】 熊本大学教授の逸見委員でございます。

【逸見委員】 逸見です。よろしくお願ひします。

【事務局】 本日は以上4名の委員の皆様、全員に御出席いただいております。

続きまして、環境省と農林水産省からの出席者の御紹介をさせていただきます。

まず、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の大林室長でございます。

【大林室長】 大林です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 水崎室長補佐でございます。

【環境省 外来生物対策室水崎室長補佐（総括）】 よろしくよろしくお願いいたします。

【事務局】 高瀬室長補佐でございます。

【環境省 外来生物対策室高瀬室長補佐】 高瀬です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 武藤専門官でございます。

【環境省 外来生物対策室武藤野生生物専門官】 武藤です。よろしくお願いいたします。
す。

【事務局】 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐の古林様、
ちょっと入室が遅れているようでございますが、後ほどいらっしゃるものと思います。

続きまして、同課の湊谷係員でございます。

【農林水産省 みどりの食料システム戦略グループ湊谷係員】 湊谷です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

そのほかに事務局としまして自然環境研究センターが出席しております。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ会議形式で開催させていただいております。御発言の際には挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたらマイクとカメラをオンにして御発言いただけますようお願いいたします。なお、委員の皆様は、カメラは常時オンにさせていただいても結構です。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。参加者の皆様には、資料一覧のとおり、資料1から4と参考資料1から6をそれぞれPDFファイルにて配付させていただきますので、御確認ください。また、会議中は資料を画面共有させていただきます。

なお、本日の会議は公開形式での開催となっておりますので、事前に傍聴者を募り、申込みをされた方にはオンラインで傍聴いただいております。また、議事録、議事概要につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきますので、御承知おきください。また、本会議の録画、録音は御遠慮いただいております。また、報道関係者による冒頭の録画につきましても、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議の座長についてですが、これまで風呂田先生にお願いしておりました

が、前回の会合をもって御退任されることとなりましたので、今回からは岩崎先生にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。御賛同いただける場合は挙手ボタン等でお知らせいただければと思います。

(異議なし)

【事務局】 ありがとうございます。では、御賛同いただきましたので、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。岩崎座長、よろしくお願ひいたします。

【岩崎座長】 座長に選んでいただいて、どうもありがとうございます。岩崎です。改めて、よろしくお願ひいたします。

先ほど外来生物対策室長の大林さんからもお話がありましたように、今日の議題というのは、外来生物法の制定、施行の前後からずっと懸案であったこと、アメリカザリガニを指定すべきかということで、その案を20年かけてまとめていただいたということで、大変重要な会議だと思ひます。忌憚のない、積極的な御質問、御意見をお願ひいたします。

では、まず議事の1つ目です。「今回指定の考え方について」、資料1を基にして環境省の担当の方から御説明をお願ひいたします。

【高瀬補佐】 環境省外来生物対策室の高瀬でございます。資料1に基づいて御説明させていただきます。

まず、1の「今回行う特定外来生物の指定等に係る検討方針について」というところを御紹介させていただいて、今回の会議の背景について御紹介させていただきます。先ほど当室の室長からもお話しさせていただきましたけれども、本年5月に改正外来生物法が成立しまして、これまでの特定外来生物に加えて、緊急の対処が必要な外来生物について、新たに要緊急対処特定外来生物として指定できるようになりました。また、外来生物法の附則の第5条において、新たに特定外来生物に指定するもののうち、指定により生態系等への被害の防止に支障を及ぼすおそれがあるものについては、当分の間、一部の規制を適用除外することができるようになりました。

これらを踏まえまして、要緊急対処特定外来生物へ指定すべき特定外来生物、それから一部の規制を適用除外とすることを前提に指定する特定外来生物へ指定すべき外来生物、そしてその適用除外とする規定の範囲について、今後検討を行う方針でございます。

そういった背景を踏まえまして、本日、第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）の会合では、2.の一部の規制を適用除外として指定する特定外来生物の候補としましてアメリカザリガニを挙げさせていただきました、アメリカザリガニの特

定外来生物の指定、その適用除外の範囲、この2つについて御議論いただきたいと考えてございます。

今回の改正で可能となった内容につきまして、もう少し御紹介させていただきます。同じ資料1の2番の「今回の検討課題」のところを御覧いただければと思います。適用除外の対象とする特定外来生物の指定の考え方でございます。生態系等に係る被害の程度から特定外来生物に指定することが相当とされる生物であるものの、広く一般的に飼育されている等の理由から、特定外来生物に係る規定を全て適用した場合、許可手続の煩雑さや違反時の罰則へのおそれにより、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある外来生物が存在するときに、これらの生物については、法の附則の第5条により、当分の間、特定外来生物に指定した上で、政令で特定外来生物に係る規定の一部を適用除外することが可能となりました。その適用除外の範囲につきましては、先日20日に閣議決定しました特定外来生物被害防止基本方針において、その考え方を示しているところでございます。適用除外をして指定する特定外来生物に該当するものとして、下に記載しておりますアメリカザリガニを候補としたいと考えております。

先ほどもお話がありましたけれども、環境省としては、以前から、生態系に著しい影響を及ぼしているアメリカザリガニを特定外来生物に指定することで、放出等の規制や譲渡し等の規制をかけることで管理したいと思っていたところですが、放出等のリスクがあったものですからなかなか指定ができなかったところ、今回、適用除外の範囲を指定することによって、それが可能になったというところでございます。また、特定外来生物に指定することで防除の取組が進むという観点もあろうかと思えます。こういったところで今回指定をしたいと考えているところでございます。

資料は2ページ目を御覧いただきまして、今後のスケジュールについて御紹介させていただきます。本日のグループ会合で検討いただいた結果については、10月中旬に開催予定であります専門家会合、全体会合においてさらに御議論いただくということになっておりまして、ここで座長にも御出席いただいて、本日の検討結果を御報告いただくというところでお願いしております。その後はパブリックコメントを実施した後に、SPS通報という手続を行います。これは、特定外来生物に指定しますと輸入の規制がかかりますので、関係する国に規制をかけますよというような連絡をして、それに対して意見があるかどうかを確認する手続になりますけれども、これはアメリカザリガニだから特別やるということ

ではなくて、特定外来生物に指定するときには毎回実施している手続になります。過去、特に意見があったことはないと聞いております。その後ですけれども、令和5年の春から夏頃に政令を施行して、アメリカザリガニが特定外来生物になるということでございます。

下に参考で記載させていただいておりますけれども、アメリカザリガニと同様にアカミミガメについても、今回、適用除外を前提に特定外来生物に指定しようということで検討を進めてございます。

資料1の御説明は以上になります。進行を座長にお返ししたいと思います。

【岩崎座長】 どうもありがとうございました。では、まずは資料1だけですけれども、今の高瀬さんの御説明について、御質問、御意見があれば御発言をお願いします。御発言があれば挙手のマークを押してくださいということです。よろしく願いいたします。具体的な規制の適用除外というのは資料3に出てくるとは思いますけれども、今回の議論の前提に関わることですが、何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、恐らく資料2や3でいろんな御質問、御意見があると思いますので、資料1に関しては、特に御意見、御質問はなかったということで、次の議事(2)、今回の本題になると思います。「特定外来生物（無脊椎動物）の選定について」という2つ目に進みます。では、環境省から御説明をお願いいたします。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。資料2について御説明させていただきます。まず、この資料が何かというところですが、これは特定外来生物に指定する際に毎度作成しております、分布ですとか被害の状況ですとか、そういったことをまとめたマスターペーパーになります。早速、資料の2ページ目を御覧いただければと思います。冒頭には分布とか原産地、それから定着実績等を書いております。

時間の関係もありますので、全てを読み上げることはいたしません。特に御覧いただきたいところとしまして、そのページの「評価の理由」というところを御覧いただければと思います。「評価の理由」という表現になっているんですけれども、ここに書かれている内容が特定外来生物に指定する、ある種直接的な理由として把握されるというような内容になります。読み上げさせていただきながら御紹介したいと思います。

評価の理由として、アメリカザリガニは多様な小動物を捕食したり水草を切断して水生植物群落を破壊することで劇的な生態系の変化を引き起こす。既に日本全国に広く定着しており、水生植物の消失や水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こしているほか、魚類や両生

類などの生息に悪影響を及ぼしている。それから、ザリガニペストですとか、病気のキャリアになっていることから、ニホンザリガニの生息地に侵入すれば、ニホンザリガニを含む淡水生態系に大きな影響を与える可能性があるということでございます。ここが生態系に与える影響について御紹介している内容になります。それから、後半ですけれども、身近な水生生物として親しまれて釣りや飼育が多く行われており、飼育個体等の放逐により拡散リスクが常に存在するというのを記載しております。これが分散している状況があって対処しづらいというところを書いているところでございます。

続きまして、4ページ目を御覧いただきまして、今、生態系への被害について御紹介させていただいたんですが、もちろん被害としては農林水産業に係る被害もございまして、あとは社会的な問題というのもございますので、こういったことについてもこの資料の中では御紹介をさせていただいているところでございます。

資料2については、説明は以上になりますけれども、続いて資料3以降も御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

【岩崎座長】 続いて説明されたほうがいいのではないのでしょうかね。

【高瀬補佐】 ありがとうございます。

【水崎補佐】 環境省外来生物対策室の水崎です。私から御説明させていただきます。

まず、資料3は、特定外来生物の規制のうち、何を適用除外とするかという資料でございます。一番上の四角が今回変更した基本方針で書いてある記載でございます。こちらに書いてありますとおり、飼養等、放出、輸入、譲渡し、こういった規制の中の一部を抜くことができるということ、また、中段の太字下線のところにありますけれども、特定外来生物の選定をする際に、どの規定を抜くのかということも併せて検討を行うこととしておりますので、今回その案をお示しさせていただいているところでございます。

後半、当分の間、こういった適用除外をするという法律の条文となっておりますけれども、当分の間については、あらかじめ何年、何十年と定めることも技術的にはできますが、今回、ザリガニに関しては、何年と先を見通すことも難しいと考えておりますので、規制の開始当初では何年間ということを決めない形でやることで考えております。

続いて、その下がこういった規制を抜くかとか、その理由について、文字で書いておりますけれども、資料3の別紙のほうで表としてまとめておりますので、そちらで想定している規制内容について説明させていただきます。

こちらは2行ございまして、上が従来の特定外来生物の規制内容、2行目がアメリカザ

リガニについて想定している規制内容となります。上の現行のところですがけれども、これは飼養等、輸入、譲渡し等、放出、こういった行為が全て規制されるという形で、一部、限定した目的での許可を出すことができるという立てつけになっております。飼養等許可が出せる目的につきましては、左上の※2に書いてありますとおり、学術研究、展示、教育、生業の維持、こういった目的の場合については特別に許可が出せるという形となっております。また、すみません、説明が前後しますが、飼養等の「等」の中に生きたままの運搬行為も入っておりますので、そうした前提でこの表を見ていただけたらと思います。

2行目のアメリカザリガニの行が、肝心のどういった規制を想定しているかというところでございます。まず、一番左から、販売・頒布の目的でバツとありますとおり、販売とか頒布の目的で飼養等を行う場合については、従来の特特定外来生物と同じように許可申請が要するという形で考えてございます。頒布といいますのは、有償か無償にかかわらず、不特定多数の方に広く配るといった行為等を指しております。そういった目的で飼養等をする場合は許可申請をして、許可ができる目的であれば許可が出せるという形となります。

※3で書いてありますのは、「商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていない状態での販売・頒布を含む。」とあります。これは、例えばザリガニを缶詰のような加工品とかにして販売や頒布を行う、そのために商業的目的で養殖をするようなケースについては、飼養等許可が要りますということを書いております。

その1つ右のところ、その他の目的につきましては、許可手続は不要と。ただし、業として行う場合については飼養等基準を遵守していただく法的義務が発生するという形で考えております。この飼養等基準と申しますのは、きちんと蓋をして飼うとか、そういった逃げない形で飼育をするような施設の基準を別途定めることとなりますので、その基準を守る義務は発生する。例えば、業として行うということで、水族館で飼育するとか、学校教育の中で飼育するとか、そういったときは、この基準を満たした逃げない施設で自ら飼っていただく必要がある。許可申請は要らないけれども、基準は守っていただく必要があるという形となります。それ以外のごく一般の方が飼育するような形は、特段許可手続も申請も要らないですし、基準遵守の義務もない。普及啓発で逃げないように飼ってほしいというお願いはしますが、そのような法の立てつけを考えてございます。

続きまして、1つ飛ばして譲渡し等ですがけれども、譲渡し等の中に譲受けとか受け取る

ほうの行為も規制対象としてもともと入っておりますので、販売・頒布に加えて、購入の目的で譲渡し等をする場合には、飼養等許可を持っていないなければならないという形で考えております。

その他の目的、無償譲渡であって頒布に当たらないような、お友達にあげるとか、そのような行為に関しては、特段規制をかけないということで考えております。

輸入、放出に関しましては、従来の特定期外生物同様、許可を持っている方だけができるという形で考えております。

ですので、ごく一般の方、販売とকাশないような方については、外でザリガニを捕まえてきて運搬をして飼育をする、それをお友達にあげたりする、そういった行為は特段規制もかからない。ただし、一般の方も含めて、外に逃がすことは規制される、そのような枠組みを今想定してございます。

資料3については以上となります。

【高瀬補佐】 続いて、資料4について御説明させていただきます。こちらはどういう資料かといいますと、種類名証明書添付生物というのがありますが、これを今回新たに指定することはない、現状において対応しておりますというような資料になります。

まず、種類名証明書添付生物について御説明させていただきますと、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されますと、法律に基づいて、その時点で輸入の規制がかかりますけれども、それに似た種についても、特定外来生物に指定するわけではないのですが、似ているというところで、輸入の中で混乱が生じないように種類名証明書の添付が必要な生物ということで指定して、その生物を輸入する際には、輸入しようとする生物の種類名、数量を記載した種類名証明書というのを税関で提出していただくことになっております。今回、特定外来生物に指定しようとしているアメリカザリガニについては、似ている種として、アメリカザリガニ科の全種とか、そういった種がありますが、これはこれまでの特定外来生物を指定する中で、既に種類名証明書添付生物にしておりますので、今回のアメリカザリガニの指定に伴って種類名証明書添付生物を増やすという対応は不要であると考えております。資料4の意味としては、冒頭申し上げたとおり、今回のアメリカザリガニの特定外来生物の指定に伴って種類名証明書添付生物を増やすことはないということでございます。

資料4の説明は以上でございます。進行を座長にお返しいたします。

【岩崎座長】 これで今回の資料2、3、4の御説明が終わりましたので、まず生物学的

な情報をまとめている資料2から、御質問、御意見があれば伺いましょうか。いかがでしょうか。資料2について、評価の理由です。西川委員、ザリガニの専門家ですが、いかがでしょうかね。

【西川委員】 これについては、特に何も意見はありません。このとおりだと思っています。

【岩崎座長】 ありがとうございます。資料2については、ほかにはよろしいでしょうか。私もよくいろいろまとめられているなと思います。よろしいでしょうか。

では、今回の中心的な課題になっている資料3、適用除外の扱いについてということで、分かりやすいのが表にまとめていただいたバツ、マルがついているものですが、資料3と資料3別紙の内容についてはいかがでしょうか。お願いいたします。では、逸見委員、よろしくをお願いします。

【逸見委員】 特に資料3の別紙が分かりやすいのかもしれませんが、ただいまの説明のところでちょっと気になって、よく分からなかった部分があるんですが、例えば、アメリカザリガニを養殖する場合には、許可を得れば輸入は可能なのですか。要するに養殖可能なのですか。

【水崎補佐】 外来室、水崎です。逸見先生、御指摘ありがとうございます。まず、養殖する場合、生きた状態であっても、加工品であっても、それを販売する場合については飼養等の許可申請をしていただく必要がある。また、許可を出せる場合というのは、基本的には生業の維持の目的となろうかと思しますので、規制が開始される前からそういった養殖行為をされている場合については飼養等の許可が出せる。出すことになると思います。そういった飼養等の許可があつて、従来から輸入とかの行為があれば、その輸入についても可能というような形になろうかと思えます。

【逸見委員】 ありがとうございます。私、現状をあまり把握していないんですが、現在、国内で、先ほど缶詰という話がありましたが、食用目的で養殖しているとか、学校の教材は結構取り扱っていると思うんですが、そういう業者は多いんですか。要するに、今やっている許可せざるを得ないみたいな発言だったと思うんですけども。

【水崎補佐】 正確な数は我々も把握していないんですけども、加工品に関しては、そういったアイデアもあるような情報があったものですから、そこもちゃんと許可対象に含めておいたほうがいいかなというふうには考えているところです。

【逸見委員】 ちょっと切りがないというか、新たに養殖を始めるようなところは許可し

ないほうが絶対いいと思いますし、どうやってアメリカザリガニの野外個体を減らすかというのが今後結構ポイントになってくると思うんですが、それでまた養殖していて逃げ出したら切りがないという気がしたので、その辺は念押しの意見プラス質問でした。ありがとうございます。

【岩崎座長】 ありがとうございます。1年か2年前に、たしか新聞で、九州だったか中国地方だったかで休耕田を使ってザリガニを飼育して、それを販売したいという記事もありましたから、全くないわけではないとは思いますが、そういうことで新しく養殖を始めるといったことについては、とにかく慎重に許可・不許可を考えていただきたいということですね。よろしく願いいたします。

次、西川委員、よろしく願いいたします。

【西川委員】 西川です。私も、今、逸見先生から指摘のあった部分で少し分からない部分があったんですが、ちょっと心配なのは、養殖目的での輸入を許可した場合に、例えばタイゴーストのような色彩変異のものがどんどん入ってきてしまう可能性があるのではないかなど。その点を心配しております。私は、てっきり学術目的での許可に基づく輸入が許容されるという理解だったんですけども、そうではなくて、もう少し広く商業目的でも許可を申請すれば、これは輸入できてしまうということですね。その点、生態影響のところにも書かれていますとおり、ザリガニはいろんなウイルスとか微生物とかを運搬する可能性がありますので、一度海外に出たもの、タイゴーストというのは、もともと日本から海外に出されて、タイで養殖されて色彩変異のものがつくられて、それを輸入するという形で、これまで日本にも輸入されてきたんですけども、またそれが再燃してしまうのではないかなというところが気がかりです。まず、この1点目について御説明をお願いします。

【水崎補佐】 西川先生、御指摘ありがとうございます。生業の維持の目的での許可というのは、上の現行の特定外来生物でも、要は全部の規制をかけているような特定外来生物でもかけている規制となりますので、この点、もう既にやられていた部分というのは、確実に逃げないようにしていただくという条件、法的制限をかけますけれども、継続自体は認めざるを得ないかなというふうには考えております。繰り返しになりますけれども、きちんと基準を守っていただくような形という運用部分はしっかりやっていけたらと思います。

【西川委員】 私自身は、生業維持であったとしても、国内にこれだけ蔓延しているの

で、それを使った養殖というのは許容してもいいと思うんですけども、新たに海外からわざわざ運搬することはないのではないかなと考えているところです。この点はほかの委員の方の意見も踏まえて御検討いただければと思います。2点目、3点目があるので、続けてよろしいでしょうか。

2点目ですけれども、一番左のところ、「商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていない状態での販売・頒布を含む。」とあるんですが、例えば、NPOが防除したものを不特定多数に配付するというか、防除したものの有効活用の一環として、そこで調理して不特定多数に配るといような事態があると思いますし、また活動資金を得るために、それを加工して肥料化して少額のお金を得るといことも聞いていますので、こういったものが商業的目的に該当するのか。防除活動がやりやすい状態であれば特に問題ないんですけども、この点、いかがでしょうか。

【水崎補佐】 御指摘ありがとうございます。説明が漏れて大変恐縮ですけれども、表の欄外にある※にありますとおり、防除の確認とか認定の手続、NPOさんですと国に認定の手続をしていただくことになると思いますけれども、そういった手続を取っていただければ、譲渡しだったりとか飼養等だったりはできる形になりますので、そういった認定を取っていただいた上での販売などはできるということになるかと思えます。

【西川委員】 分かりました。ありがとうございます。

3点目ですけれども、一番右の放出は許可者のみ可能となっておりますが、これは、これまでの特定外来生物も、現場で捕れたものを現場で逃がすというのは許容される、オーケーなんですよ。

【水崎補佐】 御指摘のとおりです。

【西川委員】 そこは何か注意書きで補足があったほうがよいのではないかなと思います。通常、生き物の観察会等をやると、外来生物だからといってその場で殺したりはせずに全部逃がすことがありますし、意図しなくても何かのついでに捕れてしまうことがありますので、そういった場合にどうしていいか分からなくなるという混乱を避けるためにも、注意書きはあったほうがよいのではないかなと思いました。

以上です。

【水崎補佐】 御指摘ありがとうございます。これから、より分かりやすい形で普及啓用の資料なんかもつくっていかうと思いますので、その際に気をつけたいと思います。

【西川委員】 ありがとうございます。

【岩崎座長】 今、西川さんから1つ目の御質問、御意見、わざわざもう国外から輸入しなくてもよいのではないかという御意見がありましたけれども、これについていかがでしょうかね。

私もお聞きしたいことがあるんですけども、無脊椎動物では、チュウゴクモクズガニを中華料理店で食材とするためにということで、輸入業者さんには輸入を許可しているということですよ。野外で養殖するわけではないですけども、恐らく輸入されたら直接中華料理屋さんに行くと思うんですが、そういう形で特に逸出ということは恐らくなかったわけですし、そこで問題は起こっていないですよ。これは環境省さんに聞きたいんですけども、チュウゴクモクズガニの輸入業者さんが許可されている。それで何か問題があったということはないですよ。アメリカザリガニとはちょっと違いますけれども。

【水崎補佐】 チュウゴクモクズガニは、まさに規制の前から輸入されていた方に対して数量を定めて飼養等許可を出して、それが今も生きたまま入ってきて飲食店に流れているという実態はあります。もちろん全て網羅的にチェックできているわけではないとは思いますが、それがすごく逃げたりとかいうような事案は特段把握していないという状態になります。

【岩崎座長】 チュウゴクモクズガニはアメリカザリガニのように蔓延していませんけれども、アメリカザリガニは実際に日本にいますので、仮に養殖するにしても、それで増やせばいいのではないかと。西川委員の御意見はそうだと思うんですけども、これはいかがでしょうかね。

【西川委員】 補足なんですけれども、私が心配しているのは、高密度で養殖しているような場所だと、かなりの確率で病気を持っているものがいて、それを輸入することによって病気が何らかの理由でほかの在来生物とかに広まってしまう、そこが一番心配だと考えています。個体が逃げる、逃げないというところだけではないですね。

【岩崎座長】 ありがとうございます。どうでしょうかね。私個人も、これはいろいろ調べて、環境省さんとしても、輸入を許可する場合には輸入業者さんにそれなりに資料を用意してもらって、審査といいますか、しっかり判断をするのだと思いますけれども、西川委員の御意見のように、新たな伝染病が入ってくるということを考えると、安易に輸入を許可していただいては困るかな、そのほうがいいのではないかなと思うんですが、環境省の御担当の方、どうでしょうかね。

【水崎補佐】 御指摘ありがとうございます。現在、半分推測で恐縮ですけども、タイ

ゴーストのような色の変った個体の輸入というのは一定数あるのかなと思います。あとは、繰り返しになって恐縮ですが、今の特定外来生物より厳しい規制をかけるというのが、今回、構造上、難しいなどは思っておりまして、今回の改正した外来生物法の規定が、今の特定外来生物の規制の一部を抜くことができるという構造なので、御懸念の点はしっかり受け止めながら、許可行為という形で我々が見る機会は確実にありますので、そういったところで運用をしっかりやらせていただけないかなというふうには考えております。

【岩崎座長】 今の御回答は、確認しますけれども、許可されれば輸入ができるというのは、アメリカザリガニやチュウゴクモクズガニだけではないということですよね。

【水崎補佐】 特定外来生物全般がそのような立てつけになっています。

【岩崎座長】 全般についてはそういうことだということで、運用上はそういう形できちりと、怪しければできる限り許可しないといいますか、そのような形での運用上のものとしてせざるを得ないということですね。そういう御回答でしたけれども、西川委員、いかがでしょうか。では、その前に逸見委員、よろしくお願いします。

【逸見委員】 やっぱり2つあると思うんですね。現在生業で営んでいる業者さんに禁止するのは難しいと思うんですが、新たな申請を認めるかどうかに関しては、やめるべきだと思いますけれども、従来の特定外来種も新たな申請を認めていたんですか。生業で現在営んでいる方は生活がかかっているんで、なかなか難しいと思うんですが、新たに特定外来種の輸入を申請された場合には許可していたのでしょうか。

【水崎補佐】 飼養等許可につきましては、左上の飼養等の特定外来生物（現行）の欄の※2にありますけれども、学術研究、展示、教育、生業の維持、こういったケースでないと飼養等許可が出せない。飼養等許可を持っていないと輸入できないということになりますので、今回御懸念されているような本当に商業的目的で養殖ということになると、生業の維持、要は従来やっていた方に対してしか飼養等許可が出ないという形になりますので、新たに養殖したいから新たに輸入が発生する、そういったことは起こらないと考えております。

【逸見委員】 その点は現行の特定外来生物と同じですね。新たには認めない。

【水崎補佐】 同じです。

【逸見委員】 ありがとうございます。

【岩崎座長】 では、先ほどのことで、西川委員、そういう環境省からの御回答でしたけ

れども、いかがでしょうかね。

【西川委員】 分かりました。新たに認めないということがクリアになれば、そこが妥協点なのかなと思います。

【岩崎座長】 ありがとうございます。では、ほかにありますか。中井さん、どうぞ。よろしくお願いします。

【中井委員】 聞き漏らしたのかもしれませんが、生業として想定されているものは、具体的にどのようなものがあるんですか。

【水崎補佐】 外来室、水崎です。御指摘ありがとうございます。先程来ある養殖というのもあり得ると思いますし……。

【中井委員】 それは食用ということですかね。

【水崎補佐】 はい。あとは運搬も同様に規制されますので、漁師さんなんかも捕まえて運搬をする際には許可を取っていただく必要が出てくるのかなと思います。

【中井委員】 基本は食用ということだけですね。

【水崎補佐】 生業が食用でないと（いけない）という限定はありませんので……。

【中井委員】 では、具体的にどういうのを想定されているかと聞いている。

【水崎補佐】 例えば、教育の目的であれば購入とかもできるかと思いますが、学校教育専門でザリガニの生体を既に販売されているような方に対しては、許可を出し得るとは思います。

【中井委員】 その場合は、売買に関しては許認可は要るんですか、要らないんですか。

【水崎補佐】 すみません、もう一度お願いできますか。

【中井委員】 業者から売り買いをするということですよ。業者から今度は教育現場の購入者がいるわけですけども、そこはフリーパスなのですか。

【水崎補佐】 学校側も購入の譲受けをするときに許可を伴うのかと考えていますし、譲渡しとか、その前で飼養等をするために、販売側のほうも生業の維持ということでの許可が要るのかなと思います。

【中井委員】 今、学校教育とおっしゃいましたが、環境省は、かなりの件数が許認可で出てくるということは想定されているわけですね。

【水崎補佐】 そうですね。今のままの規模で、規制後も同じように学校側が購入すると判断されるようであれば、それなりの件数は発生するかなと思います。

【中井委員】 分かりました。実はその辺が気になっていたもので、教育目的で流通して

いるというのはこれまでもよく指摘されていたところですし、それが今後も続くのであれば、その都度の許認可は大変煩雑になってくるのではないかというのを気にしていて、なおかつ、それをお互いに面倒だからという形で手続が不十分になってしまってもいけない。そのあたりは、きっちりやっていただくのは大変だと思いますけれども、頑張っていたらと思います。

【岩崎座長】 ありがとうございます。私も、今日、水崎さんの説明を伺って、学校教育で飼育するというのも業であると。ああ、そうか、そういえばそうだなと驚きまして、ただ、特定外来生物に指定するというので、この効果としては、やっぱり学校教育でも安易に飼育するのはまずいよねという教育を先生方にさせていただける、そういう効果もあるのではないかなとは思いますが、そういう形での利用もだんだん減っていくことを期待したいとは思いますが、よろしく願いいたします。

中井委員、どうぞ。

【中井委員】 この表に関わる、ほかのところでもよろしいですか。

【岩崎座長】 はい、どうぞ。

【中井委員】 もう一つ気になるのが水色のマル印なんですね。要は、基本的にみんなペケの中で、例外的なものとしてマル印があるんですけれども、では、どこにマル印がついているかというのと、それは皆「その他」なんですよ。何が言いたいかというのと、要はペケのところは具体的に書かれているけれども、それ以外はみんなオーケーですよということで、こういうマルのつけ方だと、想定外のことがいろいろマル印になってしまうのではないかという運用上の懸念を環境省さんとしては想定されないのか。今、具体的にどんなことがあるか全然思いつかないんですけれども、結局、「その他」と言いながら、これは具体的に個人的な飼育とか、かなり限定的に「その他」を想定しているとすれば、マル印をつけるほうをかなり限定的、具体的に書いておいて、それ以外をペケにするという考え方をしなくて大丈夫なのかどうか、なぜこういう形のマル印のつけ方をしたのかということ、このあたりを御説明いただけませんかでしょうか。

【水崎補佐】 今スパッとお答えできなくて申し訳ないんですけれども、政令に実際書く中で、他法令の例だったりとかを比較する中で、規定自体はこのようにさせていただけるかなと思いますので、抜けがないようにというのは改めてしっかり見ないといけないかなというふうには考えております。

【岩崎座長】 中井委員、どうでしょうかね。

【中井委員】 そちらで全然心配されていないのだったらそれでもいいんですけども、想定外のことにに対する対応として本当に大丈夫なのかどうか心配だということ。今まで特定外来というのは、マル印がない、ここも含めてペケ印なのが特定外来だったわけで、要はその部分を緩める。その緩めるところを具体的に書かなくて本当に大丈夫なのかということが気になったということです。具体的に禁止しているもの以外は何でもオーケーという形の緩さがちょっと気になるわけです。それできっちり対応できるとおっしゃるのでしたら、それで結構です。

【岩崎座長】 私、中井委員がおっしゃるのはそのとおりで、確かに、こういうことはいいですよ、こういうことは駄目ですよと、はっきり分けるということも必要だなと思えますけれども、その一方で、実は、これをしていいですよという、すごく強く、じゃ、これをしていいんだねと、どんどん広がってしまうというか、むしろ個人の飼育ならそれでいいんだねという形でというのが一方で広がってしまうという可能性もあるから、これは心理的な問題なんですけれども、そういうこともあるので、これを見たときに、その他の目的で、ともかく販売・頒布はいけないんだよという形で、それ以外はと。確かにちょっと曖昧なんですけれども、一方で、心理的に、じゃ、個人で飼っていいんだというふうなことは、あまりはっきり言わないということがある。それはそれで効果はあるかなと実は両方とも思っていて、両方あるかなという気もするんですよね。そこのところはやっぱりちょっと工夫をしていただく。広報の時点でも工夫していただく必要があるしというふうにも強く思いますよね。環境省の水崎さん、例えばそういう形でいかがでしょうかね。

【水崎補佐】 ありがとうございます。岩崎座長の御指摘のとおり、広報のときは改めて、とにかく一般の方が放出しないというのが、ある意味、一番大事なところでもあるので、そういったところも狙った上で、どういった広報がいいのかということはしっかり考えたいと思います。

【岩崎座長】 ほかに何か御意見、御質問はありますでしょうか。

では、私からですけども、今の広報に関するのですが、今回のミシシippアカミミガメのグループ会合はどうだったか私は知りませんが、アメリカザリガニとミシシippアカミミガメにこういう形で適用除外を設ける。それが特に子どもたちに、特定外来生物は個人なら飼っていいんだという形で、特定外来生物全般に広がってしまうというのがやっぱりちょっと危ないなということがすごく気になるんですよね。あくまでも今回のこの措置は、個人でそういう形で許可なく飼えるのはアメリカザリガニとミシシippアカ

ミミガメだけであるということ、そここのところの広報もぜひしっかりと分かりやすい形で、教育関係、理科教育に携わっている方も交えて、広報の仕方というのを工夫していたければありがたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【水崎補佐】 御指摘ありがとうございます。文科省とも相談しながら、学校教育ともできる限り連携しながらというふうに思っていますし、直近でも理科教育とかの関係の研究會でのチラシの配付とか、そういったことも計画しておりますので、引き続きしっかりとは思っております。

【岩崎座長】 ありがとうございます。そこはぜひお願いしたいですね。

中井委員、また何かありましたかね。

【中井委員】 今、岩崎委員がおっしゃったのはそのとおりだと思うんですが、私は、一方で、逆のほうもちょっと心配していることがあって、それは、特定外来生物という言葉を知っている多くの方は飼ってはいけないというのを知っているわけですよね。それに対して例外的に、同じ特定外来生物なのに飼っていいというところでのいろいろと行き違いはどうしても起こってくるだろうなというのが心配なわけです。ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、特定外来だけでも、もろもろと禁止されているものの一部を禁止しないでおくという形で、同じ特定外来生物という名称を使い続けるというのが行政側の御判断だとは聞いていますが、なぜ別のカテゴリー名をつくらず、同じ特定外来生物で行こうとして、そのほうがよりこの目的を達成する上で合理的と考えられるのかということをもう一度御説明いただけませんか。私は別のカテゴリーを設けるべきだったと今でも思っています。

【水崎補佐】 中井先生、御指摘ありがとうございます。今回、どちらも名前としては特定外来生物になるという点につきましては、法律の一番根っこの精神として、特定外来生物というのは、本来は上の段にあるような規制をかけるべき危険性を持つものだというような、そういった立てつけ上のことからこのようになっているというのが経緯ではございます。一方で、おっしゃるとおり、かえって混乱を招くような立てつけでもあると思いますので、法令上の名前という意味ではもう固まってしまっているのですけれども、通称とか、そういったところというのは今後検討していかなければいけないかなと考えております。

【岩崎座長】 中井委員は、ここに来るまでいろいろ環境省に御意見とかをされたと思います。そういう御意見をされていたというのは分かりました。私も、例えば国内希少野生

動植物みたいに第一種、第二種という、あれはそのままだよ、それを何でしないのかなと思ったんだけど、一方で、これは2種類しかないの。第二種国内希少野生動植物というのは、ぱっと考えて対象になるものってたくさんありますよね。ところが、今回は、特定外来生物で、ほかにこういう形で扱えるものはあるかなと考えると、あまりないような気もするし、これからも出てくるかなという気もするので、そういうことも踏まえて、環境省さんは、あえてそのような別のカテゴリーにしなかったかなというふうには考えました。ただ、僕も中井委員が言われたみたいに別のカテゴリーにしたほうがすっきりするよねというふうには思います。だから、可能性としては、もし今後、アメザリとアカミミガメみたいな形にせざるを得ない、それ以外の動物も出てくれば、別のカテゴリーでつくるというのもあり得るかなというふうには思いました。

ということで、環境省の皆さんには、中井委員のような御意見も改めてありましたということ、以前から中井委員は言っておられたと思いますけれども、この会合の場でも御意見があったということはぜひ記録しておいていただきたいと思います。

ほかに御意見、御質問はありますでしょうかね。資料4は、アメリカザリガニを除くが抜けただけですから、まあ大丈夫だと思いますが、資料4についてももしありましたら、あるいはこれまでの資料2、資料3のところでもほかにありましたらお願いします。逸見委員、どうぞ。

【逸見委員】 すみません、資料4ではないんですが、今日の話は、いろいろ不満もありますけれども、これで大体済んだと思うんですが、野外の個体をどうやって減らすかというのが一番重要で、なかなか先が見えてこないような気がするんです。環境省として、今後、野外のアメリカザリガニをどういうふうに減らそうと考えているんですかね。

【水崎補佐】 逸見先生、御指摘ありがとうございます。これだけ広く蔓延しているものを一律一気にというのは現実的ではないと考えておりますので、優先度をつけてというふうには思います。一番大切だと思っておりますのは、まだ入っていないところも、東京都だったり横須賀だったりにも一部あったりという話も聞いたりしていますし、地域的に離島とか半島の先のほうにまだいないとか、そういった情報もございますので、そういったところに入れられないというのは最も大事、特に希少種がいるような水域に入れられないというのは一番大事かなと考えております。また、そういったところに入ったときに、いかに早く気がついて検知をして防除するかというところが、生物多様性保全上、まずは一番大切かなと考えております。

一方で、都市域でも防除活動をやっていたりしている方もいらっしゃいますし、今回の指定の動きの中で、すごくありふれた生き物であるアメリカザリガニ、またアカミミガメを防除していると、何で防除するんだというような来園者の方の声もたくさん聞くと伺っていきまして、これが特定外来生物になると、その必要性についてはすごく説明しやすくなるという声も聞いております。そういったNPOの方とか公園の管理者の方が頑張っておられる活動に、できる限り技術的あるいは財政的な支援はやっていけたらというふうには考えております。そうした中で、いい事例ですとか、普及啓発ですとか、そういったところとうまく組み合わせながら、活動、認識を広げていけたらと考えております。

【逸見委員】 ありがとうございます。参考資料のほうにはそのようなことが書いてありますが、各地で駆除に取り組まれている方をいかに環境省が支援するかがとても重要だと思うので、環境省自体が駆除する必要はなくても、いろんなローカルでやっている方を支援できればいいのかなと思っています。ありがとうございます。

【岩崎座長】 ありがとうございます。では、中井委員、またお願いいたします。

【中井委員】 あと、これはほかの場でもちょこちょこ言っていることなので、環境省さんにしたら、また言っているわというお話にはなりますけれども、この席上でも情報共有の一環として言わせていただきたいんです。今回、アメリカザリガニとアカミミガメもそうですが、飼えなくなったときに逃がせないで殺さなければいけない。殺処分というのは、かなり国会審議でも強調されて、よく出て、それを受けてマスコミが当初の報道では殺処分が強調されていたような——一時期でしたけれども、この問題が話題になったときにあったのは、やっぱりすごく気になるんです。環境省さんは、もうとっくに分かっておられることで、実は殺処분을求めるというのはどこにも書いていないんだけど、法律で逃がすことはすごく厳しい罰則がつくので、それを回避するには、最後のやむを得ない手段としては殺すしかないかもしれないんだけど、実際はどこにもそういうことをしろとも書いていないし、環境省さんとしても推奨するのは、譲渡はできるので、ほかに飼い主をしっかりと見つけてくださいねとか、あるいはそもそも環境省さんがずっと言っているのは終生飼育という話ですよ。

だから、今回のこの規制によって、特定外来にはなったけれども、アカミミガメとアメリカザリガニを飼うことについては、実はほとんど何も変わっていないんだ、今までどおりだというようなあたりをきちんと伝えるのが大事なのではないかと思います。今までどおりだけれども、じゃ、どこが違うのかというと、今まで、いいかげんに逃がしていいよ

と思った人も多かったと思うけれども、生き物を飼うというのは、一旦飼い始めたら最後まで責任を持って飼わなければいけない、逃がしては駄目だよということをずっと言ってきた。それが守られる限りは今までどおりだということで、だから、これまでの環境省さんの方針をきちんと、皆さんで改めて、それぞれの飼い主が責任を持って感じてもらえるような、そして、そうする限りは実は今までと変わらず飼いつづければいい、それだけの話なんだという形の普及啓発をうまくやっていただくと、いい軟着陸ができるのではないかなと思います。これから環境省さんの腕の見せどころだと思いますので、期待しておりますので、よろしくお願いします。

【岩崎座長】 ありがとうございます。まとめの御意見をいただいたと思います。委員は皆さん、そういうふうには思っていると思いますが、それを分かりやすく代表して言っていたかったですね。ありがとうございます。そういう中井委員の御意見について、御担当の水崎さんでしょうか、一言いただければと思います。

【水崎補佐】 ありがとうございます。御指摘のとおりですので、そのようにと思いますし、今回、非常に身近な生き物に対する規制というきっかけを通して、これだけではなくて、生き物全般との付き合い方、飼育を始めるというのがどういったことなのか、飼育する前によく考えた上でというようなあたりも一緒に広く周知できたらと思います。

【岩崎座長】 ありがとうございます。

では、ほかに資料2、3、4に関して、ちょっと違う角度からでも結構です。例えば、文言の適切さがどうかとか、そういうこともあるかもしれません。文章表現でもあるかもしれませんが、何かそういうことはありませんでしょうかね。よろしいでしょうか。

では、私から、1か所だけですけれども、資料3の2ページ目ですが、「主な理由」の一番最後の中黒、真ん中あたりのところに「適用除外の対象に含めない」と書いてあったり、その中黒の一番最後に「飼養等も規制対象に含めることとする」、これは規制の対象としますよ、つまり従来どおり飼養も頒布もいけませんよということですが、適用除外の対象に含めないというのと、適用除外の対象に含めるという、それはそれで分かりやすいんですけども、適用除外の対象に含めない、それから規制対象にするとかという、ちょっと分かりにくいかなと。ここは文章的にはもうちょっと工夫できないかなとは思いました。ひょっとしたらそういうところがほかにもあるかもしれませんから、文章をより分かりやすくということで、今日、議論いただいた中で出た御意見では、広報をやっぱりしっかりしていただきたいというところもありますので、より効果的な広報という意味で、

文言を統一した分かりやすいものにしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【水崎補佐】 御指摘のとおり、少なくとも普及啓発の段階では一言一句しっかり分かりやすく、かつ、正確に伝えるように、しっかりやりたいと思います。ありがとうございます。

【岩崎座長】 ほかにはありませんでしょうか。中井さん、よろしくお願いします。

【中井委員】 度々すみません。先ほどの逸見委員からの御指摘とかなり近い内容になってくるんですけども、今回、日本人が皆、100%非常に真面目な国民で、これからは意図的な放出というのがアカミミガメもアメリカザリガニもなくなるとして、ただ、どちらの動物も、先ほど御回答で水崎さんがおっしゃったのは、まだ入っていないところに入らないようにしていくのが大事なことだと。実際、保全の現場もまさにそのとおりなのですが、ただ、アカミミもアメザリも、どちらもかなり近接した生息場所から自力でどんどん広がり得る。水辺の生き物ながら、陸上を使ってでも自分で広がっていく能力が非常に高い部類だと思うんですね。ですから、実際には、こうやって法律の規制対象にしたからといって、当然アカミミもアメザリも自分たちの行動を自粛してくれるわけではありませんので、人が放り込むことはなくなったけれども、やっぱり入ってしまったという形になりかねないので、最初の第一歩としては、守りたい水辺環境をきっちり守っていく上では、人が入れては駄目なんだというところはこれでクリアできたとして、次の段階として、特にこの2種について、そこまで人の行為を縛ったのはなぜかというところ、こいつらが自力でも広がることを認めてはいけないということでしょうから、そちらの対策に向けての動きも、ただ単に行政が動きやすくなったというだけではなくて、いろいろな形で機運を高めていただくような形で、今回、外来生物法の改正で都道府県への御対応とか、いろいろ御配慮いただいているところではあるんですけども、アカミミとアメザリに代表される水辺の攪乱者を、どうやったら彼ら自身が自力で入り込むようなことまで抑えられるのかということ、このあたりも、もうそれぞれの地域に蔓延しているからということで地域に任せるのではなくて、いろいろなモデル的な取組、今、幾つかアメリカザリガニでやっておられますが、いい成果を得て情報発信しながら、それぞれの現場でうまく応用できるように。というのは、こうやって法律で指定されると、特定外来がいるところで駆除するというのはどんどん進むのだけど、いないところに入らないようにしようという対応ってなかなか進みにくいところがありますので、そのあたりを含めて、ぜひ御検討

をお願いしたいと思います。

以上です。

【岩崎座長】 それについても、改めて、一言環境省のほうから御意見をいただければ助かります。

【水崎補佐】 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、いい事例というのはしっかり、まさに自らのものも、ほかの方がやっていただいたのも共有する、収集して広めるということが必要だと思いますし、先ほど申し上げたとおり、入っていないところに入れないというのが大切な中で、これまでの、いるから対策をするというのとはまた違ったというか、本来ほかの特定外来生物もそうなんですけれども、広がる前に、被害が顕在化する前にどうやって対策をするか、それを促すかというところは大きな課題として取り組んでいければと思います。また、あらゆる未侵入の水辺を全てモニタリングというのなかなか現実には難しいと思いますので、どうやってコストなり労力を下げて、そういったことができるのかという技術開発も含めて検討していかなければいけないかなとは考えております。

【岩崎座長】 ありがとうございます。

委員の皆さん、ほかに御意見はございませんでしょうか。そろそろ議事(2)についてはまとめてよろしいでしょうかね。

では、この無脊椎動物専門家グループ会合としましては、アメリカザリガニは、資料3の適用除外ということ的前提に、資料2の「評価の理由」を根拠として、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物であるということで特定外来生物に指定すべきであるということを、10月中旬に開かれるそうですが、当専門家グループ会合から全体会合に上げる、これを結論にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

【岩崎座長】 ありがとうございます。ただし、今日いろいろ御意見が出てきました。まだまだ課題があって、1つは、新たに輸入、あるいは販売・頒布の目的で新たに飼養、養殖する、それは極力許可しないような形でということ、2つ目、今回の適用除外というのを子どもたちにも誤解のないように分かりやすく広報していただくということ、3つ目が、現在防除しているグループの方々がいると思うんです。そういう方々がいたから20年間かけてここまでなったと思います。本当にそういう方々に敬意を表したいと思います

が、そういう方々を大切にしておいて支援をより強くしていただきたいということです。それはぜひお願いをいたします。最後に、とはいっても、まだまだこれから課題はあるでしょうけれども、ここまで持ってきていただいた環境省の皆さん、それから西川委員も中井委員もこれまでいろんな意見を言われたと思いますが、特に大変であった環境省の皆さんに私は個人的には本当にありがたい、感謝を申し上げたいと思います。本当に大変だったと思います。どうもありがとうございました。

では、最後の議事に(3)の「その他」というのがあるんですけども、何かありませんでしょうか。これは今回の特定外来生物指定だけではなくて、無脊椎動物の外来生物に関わることも当然いいということになりますが、何かありませんでしょうか。中井委員、お願いいたします。

【中井委員】 今回は喫緊の課題としてのアメリカザリガニの指定ということだったんですけども、それ以外にもということで、振っていただいて大変ありがたいと思うんですけど、今回の法律改正というのは、先般出た中央環境審議会からの答申に基づくものだったと思うんですけども、その答申の中にはいろいろな課題が指摘されていたと思います。特定外来生物の指定も、新たに指定しなければいけないものをもう一度スクリーニングしなければいけない時期に来ていると思います。といいますのは、2015年に生態系被害防止外来種リストができて、そこでリスクが高いと判定されているものを幾つか選択して、それぞれの分類群ごとに指定するという作業は行いましたけれども、あるいは緊急性の高いものについて幾つか飛び込みでどんどん指定を進めていったというのはありますが、今まで既にあるものの中で、指定しようかどうかという議論を十分にしないままにここまで来ているようなものは幾つもあると思うんですね。だから、もう一度、今の指定状況を見ながら、あるいは生態系被害防止外来種リストを見ながら、さらに、今後、輸入されるような——特にこういう水生の無脊椎動物は、観賞用に利用されたりという種類が結構いると思います。そういうものがどんどん入ってくるような対象でもあるわけなので、今の例えば流行とかも視野に入れながら、予防的に輸入そのものに制約をかけたほうがいいようなものがないのかどうかとか、そういう観点からさらに特定外来生物の指定を進めるという作業、いろいろとお忙しいとは思いますが、これをそろそろやっていただきたいと思いますので、そのためのヒアリング等を早めを開始していただけたらいいと思います。

そのためには、今回、私どもは無脊椎動物という形で、僅か4名でいろいろと意見を申

し上げていて、たまたまアメリカザリガニということで、それぞれ皆さんがイメージを持っている生き物で対応できたかもしれませんが、無脊椎動物って、それぞれ皆さん御専門で、よく御存じのように、ありとあらゆる生き物たちがいるわけで、そういう中で、のそれぞれ問題のありそうな外来種を含んだ分類群もあると思います。そういう生き物の指定について検討するという作業をぜひこれからも進めていただきたいと思いますので、今の法律改正の作業が落ち着いてからになるとは思いますが、次の段階として、一度、今の状況を見て、新たな特定外来種指定候補がないのかどうか、これをぜひとも検討いただきたいと思います。

以上です。

【岩崎座長】 ありがとうございます。環境省の御担当の方、よろしくお願ひいたします。

【水崎補佐】 中井先生、御指摘ありがとうございます。まさに答申にも、リストだったり、特定外来生物を迅速に指定するような体制が不足している、そういった体制をきちんと構築すべきだという御指摘もいただいていますので、そういったところを対応していけたらと考えております。

【岩崎座長】 ありがとうございます。あと、それに関係して、こういう会議があるたびに私も言っているんですけども、生態系被害防止外来種リストが特定外来生物指定の根拠になるわけですので、あれが2015年でしたか、今から8年前にできて以来、全然改定されていませんから、やっぱり古くなっている内容がありますので、あれもまずは改定していただいて、その上で、中井委員が言われたような形のまた新たな指定ということを考えていただく、そういう作業に入っていただければと思います。そこもぜひよろしくお願ひいたします。

【水崎補佐】 それらを併せて、一遍にとはなかなかいかないと思いますけれども、いずれも必要だとは認識しておりますので、またよろしくお願ひいたします。

【岩崎座長】 お願ひいたします。

「その他」というところで、ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから御連絡やら何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

【大林室長】 では、閉会に入りたいと思いますので、私のほうからですが、岩崎座長、議論をおまとめいただきまして、また我々の心を解して、皆さんとつないでいただ

きましてありがとうございます。また、委員の皆様からの懸念点、今後の課題も含めまして、いろんなアイデアというか、やらないといけない課題が肩に来たような気もしますが、けれども、確かにそのとおりだと思いますので、まずは法の施行というところからですが、優先順位をつけてどんどんやっていくものかなと思っています。今、まずは法の施行というところですが、先ほど座長のほうからも紹介していただきましたが、10月の中頃に向けて、ザリガニとアカミミガメのそれぞれの分科会と、今回は全く御紹介しませんでしたけれども、昆虫のほうのヒアリもありましたので、その指定に向けて動いていくということを進めていきたいと思っています。

今日、ちょうど1時間半という、すばらしい座長の進行も含めまして、皆様、本当にありがとうございました。これにて閉会の言葉とさせていただきますと思います。

【岩崎座長】 どうもありがとうございました。お世話になりました。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）は閉会といたします。ありがとうございました。

以上